

第7次熊本県保健医療計画 [主な事項]

【計画期間】 6年間
平成30(2018)年度から
平成35(2023)年度まで

第1編 基本構想

- 医療法第30条の4の規定に基づく「医療計画」として、本県の医療提供体制の整備の方向性等を示すもので、平成29年3月に策定した「熊本県地域医療構想」を推進する。
- 県政の基本方針である「熊本復旧・復興4カ年戦略」を推進する、本県の保健医療分野の基本的な計画とする。
- 第6次熊本県保健医療計画の評価、人口減少社会の到来などの社会情勢の変化、国の保健医療施策の動向などを踏まえて策定。

基本目標

安全安心な暮らしに向けた、一人ひとりの健康づくりと地域における保健医療の提供

第2編 基本計画

※各項目の主な施策内容のみ抜粋して記載し、熊本復旧・復興4カ年戦略に記載されている内容に「4カ年」と記載しています。
※赤枠で囲んだ施策は重点的に取り組む項目を、緑枠で囲んだ施策は重点的に取り組む項目に準じる項目を表しています。

項目名の後の「★」は「5疾病」を表しています。

1. 保健医療圏の設定と基準病床数

[1] 二次保健医療圏

◇10圏域を設定（熊本圏域と上益城圏域を統合）

[2] 基準病床数（既存病床数(平成29年4月1日現在)）

◇療養病床及び一般病床 18,238床(25,414床)

圏域	病床数	療養病床	一般病床
熊本・上益城	10,938	(13,366)	
宇城	679	(1,241)	
有明	1,081	(1,716)	
鹿本	471	(635)	
菊池	1,427	(1,770)	
阿蘇	220	(733)	
八代	1,084	(1,654)	
芦北	502	(936)	
球磨	924	(1,283)	
天草	912	(2,080)	

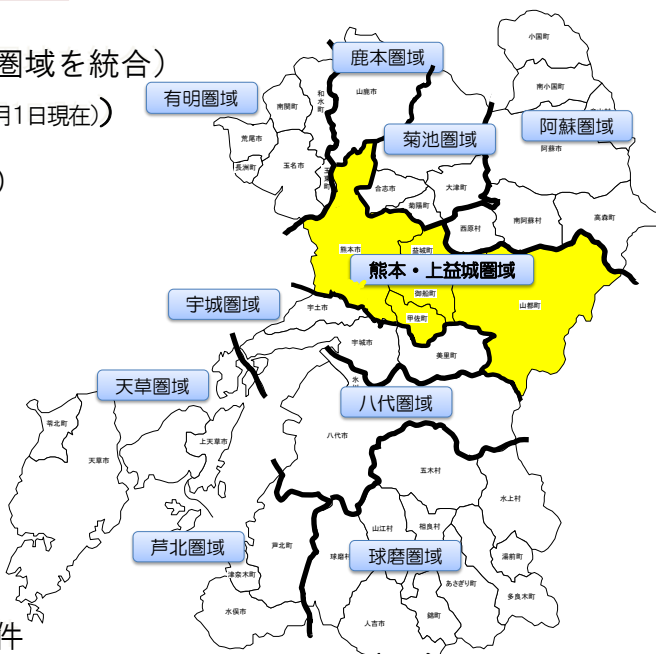
◇精神病床 7,433床(8,799床)

◇結核病床 49床(125床)

◇感染症病床 44床(48床)

[3] 特定の病床等に係る特例

◇特例病床と特例診療所の対象と要件



2. 生涯を通じた健康づくり

施策の柱①

[1] より良い生活習慣の形成と健康づくりの推進

① 子どもの頃よりよい生活習慣の形成 4カ年

- ◇子どもの体力向上に向けた運動の推進
- ◇むし歯・歯肉炎予防対策の推進
 - ・全小中学校でのフッ化物洗口の実施に向けた熊本市への働きかけと他市町村の継続実施への支援

② 働く世代の健康づくりの推進 4カ年

- ◇くまもとスマートライフプロジェクト等による健康経営の推進
 - ・企業・団体にくまもとスマートライフプロジェクト応援団への登録推進と働く世代への6つのアクション※の実践
- ◇健康な食生活の推進
 - ・職場単位での働く世代への食育の実施

※くまもとスマートライフプロジェクトの6つのアクションとは
①適度な運動、②適切な食生活、③禁煙、④健診やがん検診受診、⑤歯と口腔のケア、⑥十分な睡眠

③ 高齢者の健康づくりの推進 4カ年

- ◇ロコモティブシンドローム予防の推進
 - ・市町村の「通いの場」づくりなど介護予防の支援とロコモ予防応援団への登録を推進
- ◇食を通じた健康づくりの支援
 - ・高齢者に配慮した食事提供の推進

[2] 生活習慣病の発症予防と重症化予防

- ◇特定健診・特定保健指導の実施率の向上
 - ・保険者、地域・職域と連携した取組みの促進
- ◇特定健診・特定保健指導の実施体制の充実

[3] 健康を支え、守るための社会環境の整備

- ◇県民の健康づくりを支援する社会環境の整備の推進
 - ・県民へのくまもとスマートライフプロジェクトの展開と6つのアクション※の実践

3. 地域で安心して暮らせる保健医療の提供

施策の柱②

[1] 住民・患者の立場に立った保健医療施策の推進

① 医療機能の適切な分化と連携

- ◇病床機能の分化・連携
 - ・不足が見込まれる回復期病床等の整備支援

② 医療情報の提供・ネットワーク化 4カ年

- ◇「くまもとメディカルネットワーク」の推進
 - ・関係団体等と連携した加入の働きかけや啓発

③ 医療安全対策

- ◇医療機関における安全管理の強化
 - ・医療事故情報収集等事業と院内感染対策サーベイランス事業への参加促進

④ 人権に配慮した保健医療

- ◇HIV/エイズ、ハンセン病、障がい(精神障がい、難病を含む)に対する正しい知識の普及啓発

⑤ 臓器移植

- ◇臓器提供・臓器移植に関する啓発

⑥ 血液の確保

- ◇将来の献血を担う若年層への理解の促進
 - ・学生献血推進協議会の活動支援と高校生に対する献血セミナーの実施

[2] 疾病に応じた保健医療施策の推進

① がん★

- ◇発症予防・早期発見対策の推進
 - ・若い世代や働く世代に向けたがん検診の受診率向上に関する取組みの実施
- ◇医療提供体制の強化
 - ・阿蘇圏域へのがん診療連携拠点病院の整備
- ◇患者等の生活の質の向上
 - ・緩和ケアの充実や働く世代のがん患者の仕事と治療の両立支援

② 脳卒中★

- ◇発症予防・早期発見対策の推進
 - ・市町村等と連携し発症・重症化・歯周病予防対策の推進
- ◇医療提供体制の強化
 - ・急性期拠点医療機関や回復期医療機関の整備と連携推進

③ 心筋梗塞等の心血管疾患★

- ◇発症予防・早期発見対策の推進
 - ・市町村等と連携し発症・重症化・歯周病予防対策の推進
- ◇医療提供体制の強化
 - ・急性期拠点病院や回復期医療機関の整備と連携推進

④ 糖尿病★

- ◇発症予防・早期発見対策の推進
 - ・糖尿病予防の県民運動を新たに展開
- ◇重症化予防の推進
 - ・熊本県糖尿病性腎症重症化予防プログラムの普及と医療機関や医療保険者等の連携体制の整備

⑤ 精神疾患★

- ◇精神科医療機関の医療機能の明確化・相互の連携
 - ・多様な精神疾患等ごとの医療機関の役割分担と相互の連携体制の整備を推進
- ◇精神障がいに対応した地域包括ケアシステムの構築
 - ・圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置と関係機関の連携による支援体制の整備

⑥ 認知症 4カ年

- ◇発症予防・早期発見対策の推進
 - ・認知症初期集中支援チーム等の技能向上支援
 - ・歯科医師や薬剤師等と関係機関との連携強化
- ◇認知症医療・介護体制の強化
 - ・認知症サポート医と関係医療機関等との連携強化
- ◇一般病院の認知症対応力の向上
 - ・専門医療機関による一般病院等の支援を推進

⑦ 難病

- ◇医療提供体制の強化
 - ・難病診療連携拠点病院の指定や地域の医療機関との連携強化

⑧ アレルギー疾患

- ◇医療提供体制の整備
 - ・診療ネットワークの中心的な役割を果たす拠点病院の選定と連携体制の整備

3. 地域で安心して暮らせる保健医療の提供(続き)

施策の柱②

[3] 特定の課題に応じた保健医療施策の推進

① 在宅医療 4カ年

- ◇在宅医療提供体制の整備
 - ・在宅医療を推進する拠点の整備
- ◇在宅医療・介護連携の推進
- ◇日常の療養支援の充実
 - ・中山間地域などの小規模な訪問看護ステーションの人材確保支援
- ◇在宅医療に係る県民への周知啓発
 - ・医療機関の在宅医療ステッカー掲示による周知

② 救急医療☆ 4カ年

- ◇二次救急、三次救急医療体制の強化
 - ・二次救急、三次救急医療機関間での連携強化や救命救急センターの整備など体制の強化
- ◇適切な機能・役割分担による救急医療体制の強化
 - ・初期救急、二次救急、三次救急の適切な機能・役割分担、搬送体制の強化等の推進
- ◇ヘリ救急搬送体制の強化

③ 災害医療☆ 4カ年

- ◇災害医療提供体制の強化
 - ・医療救護活動に関する地域のコーディネート機能強化
- ◇災害拠点病院を中心とした体制の強化
 - ・全ての病院でBCPの作成、研修や訓練の実施促進
- ◇災害時の精神保健医療提供体制の整備
 - ・熊本DPAT体制強化と災害拠点精神科病院の整備

④ へき地の医療☆

- ◇へき地医療支援機構の機能強化及び地域医療支援センターとの連携強化
 - ・県と協定を締結した医療機関から地域の医療機関に医師派遣するドクタープール制度の新たな構築
- ◇へき地医療拠点病院の機能強化・拡充
 - ・新たなへき地医療拠点病院の指定
- ◇へき地医療を支える医師の確保及び総合診療専門医の養成
 - ・へき地医療の確保に貢献した医療従事者や医療機関を対象とする県独自の表彰制度の創設

⑤ 周産期医療☆ 4カ年

- ◇周産期医療提供体制の強化
 - ・熊本市市民病院の機能回復等NICU病床の確保
 - ・精神疾患等の関係機関との連携推進
 - ・「災害時小児周産期リエゾン」の計画的養成
- ◇NICU退院児等の在宅移行支援

⑥ 小児医療☆ 4カ年

- ◇小児救命救急センター及び小児救急医療拠点病院の整備支援
- ◇夜間・休日の相談対応及び適切な受診の推進
 - ・「小児救急電話相談(#8000)」の実施と周知
- ◇小児在宅医療体制の強化
 - ・小児訪問看護ステーション相談支援センターや小児在宅医療支援センターを中心とする連携強化
- ◇災害時小児・周産期医療提供体制の強化
 - ・「災害時小児周産期リエゾン」の計画的養成【再】

⑦ 歯科保健医療

- ◇医科歯科連携の推進
 - ・がん、脳卒中、心血管疾患、糖尿病などの医科と歯科の連携推進
- ◇災害時歯科保健医療提供体制の整備

⑧ 母子保健 4カ年

- ◇妊娠・出産・子育て期にわたる切れ目ない支援体制の整備
 - ・市町村による子育て世代包括支援センターの設置等の総合的相談体制の整備促進
- ◇早産予防対策の推進
 - ・熊本型早産予防対策に取り組む市町村の拡大

⑨ 高齢者保健医療福祉 4カ年

- ◇生涯現役社会の実現と熊本型自立支援ケアマネジメント、健康づくりの推進
 - ・関係機関との連携による高齢者の就労促進
 - ・自立支援の取組みとロコモティブ・シンドローム予防の推進、食や歯・口腔の健康づくり活動等の支援

⑩ 障がい保健医療福祉 4カ年

- ◇医療的ケア児及び重症心身障がい児(者)とその家族への支援の充実
 - ・医療的ケア児等に対する支援を総合調整するコーディネーターの養成

4. 地域の保健医療を支える人材の確保・育成

[1] 医師 4カ年

- ◇地域の医療提供体制を圏域・県全体で支える仕組みの構築
 - ・地域の実情や医師のキャリア形成を踏まえた自治医大卒医師の派遣や医師修学資金を貸与した医師の配置
- ◇本県出身者の県内就業の促進
 - ・本県出身の大学医学部進学(希望)者に県内医療の情報発信など将来の県内就業へのつながりを構築
- ◇医師の勤務環境の改善

[2] 歯科医師

- ◇医科歯科連携の推進
 - ・入院患者への口腔ケアや口腔機能管理の実施など医科歯科連携に携わる歯科医師の養成

[3] 薬剤師

- ◇地域包括ケアシステムの充実等に向けた薬剤師の資質向上

[4] 保健師・助産師・看護師・准看護師 4カ年

- ◇看護学生の県内就労の促進
 - ・地域医療や看護の積極的な魅力発信や修学資金の貸与等を通じた地域や中小規模の病院等への就労促進
- ◇看護職員の資質の向上
 - ・特定行為研修の県内での研修受講体制の整備

[5] 管理栄養士・栄養士

- ◇管理栄養士・栄養士の資質の向上

[6] 歯科衛生士・歯科技工士

- ◇歯科衛生士の資質の向上
 - ・医科と連携する歯科衛生士の育成を推進

[7] その他の保健医療従事者

- ◇各専門職の連携推進と資質向上

[8] 介護・福祉従事者 4カ年

- ◇多様な人材の参入促進
- ◇介護職員の離職防止と定着促進
 - ・業務負担の軽減に資する介護ロボットや周辺の業務を担うアシスタントの導入を支援

5. 健康危機に対応した体制づくり

[1] 健康危機管理に関する体制 4カ年

- ◇関係機関との連携強化
 - ・感染症発生時の対応や輸入食品の安全確保に向けた検疫所との連携による体制強化

[2] 感染症への対策 4カ年

- ① 感染症対策の推進
 - ◇適正な予防接種の推進
 - ・予防接種の周知啓発とワクチンの安定供給

② 輸入感染症

- ◇輸入感染症への対応体制の確保・強化
 - ・検疫所等との連携による水際対策の実施と患者搬送体制の強化

③ 新型インフルエンザ等

- ◇発生時の対応力の向上
 - ・県行動計画に基づいた県の役割や具体的な対応手順等の整理

④ 結核

- ◇服薬確認の充実と連携強化
 - ・医療機関、薬局、市町村等との連携による直接服薬確認(DOTS)の推進

⑤ エイズ・性感染症・HTLV-1

- ◇感染予防や早期発見の推進

⑥ 肝炎

- ◇肝炎患者等の支援の推進
 - ・地域や職域で受検勧奨等の支援を行う肝炎患者コーディネーターの養成

[3] 食品、医薬品等の安全対策

① 食中毒・食品安全 4カ年

- ◇HACCPの導入推進
 - ・県内食品営業施設へのHACCP導入支援

② 医薬品等の安全対策

- ◇医薬品等の適正使用の推進
- ◇薬物乱用のない環境づくりの推進

6. 熊本地震からの医療提供体制等に係る創造的復興

<医療提供体制の強化>

- ◇災害医療提供体制の強化
- ◇災害拠点病院を中心とした体制の強化
- ◇災害時の精神保健医療提供体制の整備

<被災者等への支援>

- ◇周産期医療提供体制の強化
- ◇災害時小児・周産期医療提供体制の強化
- ◇災害時のがん診療情報の共有体制の整備
- ◇災害時歯科保健医療提供体制の整備
- ◇災害時のリハビリテーション体制の整備

<人材確保等>

- ◇備蓄医薬品の適正管理・医薬品等の供給体制の確保
- ◇輸入感染症への対応体制の確保
- ◇熊本地震後の被災地域における看護提供体制の回復

第3編 計画の実現に向けて (関係者の役割)

- ① 県民の役割
 - ・生活習慣の改善や健康づくりの推進
- ② 事業者・企業の役割
 - ・働く世代の健康づくりの支援と健康経営の推進
- ③ 医療機関の役割
 - ・患者本位の切れ目のない医療の提供
- ④ 関係団体、大学の役割
 - ・施策推進に係る連携・協力、助言等
- ⑤ 保険者の役割
 - ・健診等の受診勧奨や生活習慣病対策の推進
- ⑥ 市町村の役割
 - ・地域包括ケアシステムの構築の加速化
- ⑦ 県の役割
 - ・医療機関、関係団体、大学、保険者、行政等との連携による施策推進
 - ・県民、事業者・企業等による取組みの促進